

# 仕 様 書

- 1 件 名 パン等の出張販売
- 2 目 的 本校生徒の福利厚生のため
- 3 場 所 本校校舎内の指定する場所
- 4 期 間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで  
※令和8年7月8日（水）及び令和8年7月9日（木）の2日間を試行販売期間とし、令和8年9月2日以降に本格実施とする。
- 5 提出書類
  - (1) 同一業種の営業実績が概ね3年以上であること及び東京都内に事業所又は店舗を有していることを証する書類  
【例】営業許可証、履歴事項全部証明書 等の写し
  - (2) 都税等を滞納していないことの証明（納税証明書）
  - (3) 販売品目及び価格一覧表
- 6 提出期限  
令和8年6月18日（木）15時00分まで
- 7 使用許可の条件
  - (1) 営業活動及び販売は、許可を受けた者（以下「販売事業者」という。）が直接行うものとし、第三者に委託してはならない。
  - (2) 販売品目は、調理パン、菓子パン、弁当（主食又は主食と副菜を容器で包装したもの）、惣菜（汁気を多く含むものを除く。）等、本校が認めたものに限る。
  - (3) 販売する食品の包装は、環境への配慮及びごみの減量化の観点から、過剰包装を避けた簡易なものとする。
  - (4) 冷蔵庫等固定設備及び電力を使用する機器の設置は認めない。
  - (5) 製造及び販売にあたっては、学校の所在地を管轄する保健所の指導・助言を受け、かつ学校長と必要な協議を行い、食中毒事故が発生しないよう厳重に注意すること。  
また、販売する食品については、アレルギー物質に関する表示を食品表示法その他関係法令に基づき適切に行い、購入者が内容を確認できるよう、必要に応じて表示票又は一覧表を備えること。
  - (6) 販売方法及び販売日程は、事前に学校長と協議して決定すること。また、変更又は中止とする場合も同様とする。
  - (7) 販売時間は、学校長が別途定める昼休みの時間帯における1時間程度とする。なお、

7月の試行販売期間において販売状況等を把握し、生徒の待ち時間が概ね10分以内となるよう販売体制を整えること。

- (8) 販売価格は、市場価格より低廉とすること。なお、販売価格の決定に当たっては、学校長と協議すること。
- (9) 学校長は、販売事業者が本仕様書及び使用許可の条件に反した場合は使用許可を取り消すことができる。
- (10) 建物の使用にあたり破損及び汚損等が生じた場合は、販売事業者の負担で原状回復を行うこと。また、販売場所付近の清掃を随時行うこと。
- (11) その他不明な点が生じた場合は、学校長と協議のうえ学校長の指示に従うこと。

## 8 その他

- (1) 使用料の取扱い  
使用料は、販売価格が市場価格より低廉な場合に免除する。
- (2) 決定する販売事業者数  
調理パン及び菓子パンを主として販売する事業者 1者
- (3) 令和8年5月1日現在の生徒在籍数（参考）  
698名
- (4) 本件の実施に当たり、自動車を利用し、又は利用させる場合は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (5) 使用許可後の提出書類  
使用許可を受けた者は、以下の書類を別途指定する期限まで提出すること。
  - ア 出張販売申請願（様式1-3）
  - イ 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書
  - ウ 販売品目及び価格表
  - エ 営業許可書

## 9 問合せ先

東京都立王子総合高等学校 経営企画室 森谷  
郵便番号 114-0023 東京都北区滝野川3-54-7  
電話番号 03-3576-0602 FAX 03-3576-0615